

国民年金 Q&A

国民年金の
疑問に
お答えします。

役場保険年金班 ☎42局2111番



QUESTION ANSWER Pension

Q 疑問

私は現在、経済的な事情で国民年金保険料を納めることが難しい状態です。申請すれば免除を受けられる制度があると聞いたのですが、どのようなものなのでしょうか。

国民年金には、保険料の未納を防ぐため、保険料の全額または一部を免除する「申請免除」や30歳未満の人には「若年者納付猶予」、本人の所得が一定以下の学生は、申請により在学中の保険料が免除さ

れる「学生納付特例」の制度があります。免除や納付猶予を受けている期間は、※受給資格期間として計算され、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取るための資格期間にも入るので安心です。また、全

A 答え

保険料を長い間滞納すると年金が受け取れないケースもあります。年金の受給権利を守るためにも保険料を納めることが大変なときは免除や猶予の申請をしましょう。

Q 疑問

国民年金保険料に未納があります。過去の未納分を後から納めることはできますか。

国民年金保険料の納付期限は翌月末日ですが、納期を過ぎてても徴収権が消滅するまで（通常、納期から2年）は納付することが可能です。ま

た、納期を2年以上過ぎた保険料でも、平成27年9月30日までは「後納制度」を利用して過去10年以内の未納保険料を納付することができます。

A 答え

未納の保険料を遡って納められる期間は通常2年ですが、平成27年9月までに限り10年に延長されました。

額免除および一部免除の期間については、老齢基礎年金の額の一部が保証されます。免除や納付猶予を受けるには、申請が必要です。本人・配偶者・世帯主それぞれ所得が審査されます。（若年者納付猶予は本人と配偶者の所得、学生納付特例は本人のみの所得の審査となります。）免除や納付猶予が認められた期間は、将来年金を受け取るために必要な受給資格期間に加算されます。また、全額免除および一部免除（納付すべき一部の保険料を納付した場合）の期間については老齢基礎年金の受給額に一定の割合で反映されます。

これまでは、過去の免除が受けられる期間は申請直前の7月（学生納付特例は直前の4月）までの1年以内でしたが、平成26年4月からは、過去2年1か月分の免除申請ができるようになりました。申請に必要な書類など、詳しくは保険健康課保険年金班または年金事務所までお問い合わせください。

※一部免除制度は保険料の一部を納めることにより残りの保険料が免除となる制度です。一部保険料を納めなかった場合は未納期間となり、受給資格期間や年金額に反映されないのでご注意ください。

未納の保険料を納めることにより、将来受け取る年金額を増やしたり年金受給資格の確保につながったりすることができます。「後納制度」で納付する場合は申込みが必要となり、過去3年度以前の保険料

には当時の保険料に加算金がかかります。また、既に老齢基礎年金を受給している方は申込みできません。詳しくは、日本年金機構ホームページ（<http://www.nenkin.go.jp/>）をご覧ください。

●問い合わせ

役場保険健康課保険年金班 ☎42局2111番 内線2022
直方年金事務所 ☎22局0891番



介護保険料の

お知らせ

きちんと納めましょう
今年度の介護保険料は8月に決まります

●納付方法

平成26年度の介護保険第1号被保険者（65歳以上の人）の介護保険料は8月に決まります。被保険者へは8月上旬に保険料の決定通知書を郵送します。

●納付方法には、年金から天引きで納める場合と納付書、口座振替で納める方法があります。口座振替を利用すると納め忘れもなく安心です。詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ

保険料率は昨年度から変更がなく、市町村民税や所得の状況により9段階11区分の所得段階で計算していますが、ご本人や世帯の市町村民税の課税状況や所得等に変動がある場合は昨年度の所得段階と変わることがあります。

役場福祉人権課福祉高齢者班または福岡県介護保険広域連合事業課資格管理係 ☎（092）643局7055番まで

【詐欺事件にご注意ください】

介護保険制度では、特別な事情がなく保険料を滞納すると、滞納期間に応じて介護サービスを利用する際の保険給付が制限されます。加入者の皆さんからの保険料で成り立っている制度です。保険料はきちんと納めましょう。

介護保険や福祉関係者を名乗る詐欺事件が多発しています。役場や広域連合から認定調査や保険料徴収で訪問するときは身分証を持参してください。必ず確認をしてください。不審に感じる場合はお問い合わせください。

■平成26年度の介護保険料額

(単位：円)

| 所得段階 | 対象者 | 割合 | 年額保険料 |
|------|--------------------------------------|------------|---------|
| 1 | 生活保護の受給者及び老齢福祉年金受給者の人 | 基準額 × 0.50 | 29,233 |
| 2 | 公的年金等収入額と合計所得金額の合計金額が80万円以下の人 | 基準額 × 0.50 | 29,233 |
| 3 | 公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下の人 | 基準額 × 0.70 | 40,926 |
| | 公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える人 | 基準額 × 0.75 | 43,850 |
| 4 | 公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人 | 基準額 × 0.92 | 53,789 |
| | 公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超える人 | 基準額 | 58,466 |
| 5 | 合計所得金額が125万円未満の人 | 基準額 × 1.18 | 68,990 |
| 6 | 合計所得金額が125万円以上190万円未満の人 | 基準額 × 1.25 | 73,083 |
| 7 | 合計所得金額が190万円以上300万円未満の人 | 基準額 × 1.50 | 87,699 |
| 8 | 合計所得金額が300万円以上400万円未満の人 | 基準額 × 1.75 | 102,316 |
| 9 | 合計所得金額が400万円以上の人 | 基準額 × 2.00 | 116,932 |

Aさん夫妻の例 夫69歳で年金210万円の収入…課税所得額は90万円
妻66歳で年金78万円の収入…課税所得額は0円

Aさん夫妻の場合は、夫は課税所得額が90万円となり、所得段階5の保険額となります。妻は非課税となりますが、夫が課税されているので、基準額に対し0.92の保険額となります。





65歳以上の公的年金等所得に係る住民税は「年金特別徴収」

公的年金などの所得に係る個人住民税（町民税・県民税）は原則、年金からの天引き（特別徴収）となります。対象者は、翌年度以降の住民税も年金特別徴収が原則となります。

Q
疑問

公的年金からの特別徴収の対象者は？

A
答え

年金特別徴収の対象者は、平成26年4月1日現在65歳以上の公的年金受給者で、前年中の年金所得に係る住民税の納税義務がある人です。ただし、「介護保険料が年金から特別徴収されていない人」「徴収される住民税が対象となる年金の額を超える人」などは対象になりません。また、年金特別徴収はご本人の希望による選択ができません。

Q
疑問

公的年金収入のほかに、給与所得と不動産所得があります。公的年金以外の所得に係る住民税も年金から特別徴収されるのですか？

A
答え

年金から特別徴収されるのは、公的年金などに係る個人住民税です。公的年金以外の所得に係る住民税は、給与からの特別徴収または普通徴収（納付書や口座振替）による納付となります。

Q
疑問

初めて年金特別徴収となります。納付方法はどのようになりますか？

A
答え

特別徴収を開始する最初の年度は、年税額の2分の1に相当する額を、第1期（6月）・第2期（8月）に普通徴収（納付書や口座振替）で納付します。残りの2分の1に相当する額は、10月・12月・2月の年金から特別徴収となります。

（例）平成26年度の年税額が6万円の場合

| 期（月） | 普通徴収 （納付書または口座振替） | | 特別徴収（年金から天引き） | | |
|------|----------------------|------------|---------------|---------|---------|
| | 第1期(26年6月) | 第2期(26年8月) | 26年10月 | 26年12月 | 27年2月 |
| 税額 | 15,000円 | 15,000円 | 10,000円 | 10,000円 | 10,000円 |

■ 2年目以降の納付方法

4月・6月・8月は、前年度2月の税額と同額が徴収されます。（仮徴収）

10月・12月・2月は、残り3分の1ずつが徴収されます。（本徴収）

（例）平成27年度の年税額が9万円の場合（26年2月の年金から1万円が徴収されていた場合）

| 期（月） | 特別徴収（年金から天引き） | | | | | |
|------|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 仮徴収 | | | 本徴収 | | |
| | 27年4月 | 27年6月 | 27年8月 | 27年10月 | 27年12月 | 28年2月 |
| 税額 | 10,000円 | 10,000円 | 10,000円 | 20,000円 | 20,000円 | 20,000円 |

※ 鞍手町から転出、死亡、年度の途中で徴収税額が変更になった場合などには、その年の特別徴収は中止となり普通徴収に変更となります。